

世田谷区告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年8月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

(1) 43-34

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区北烏山七丁目2308番94の内から2308番93まで

(2) 世田谷区北烏山七丁目2308番94の内

3 変更の区域

(1) 延長 11.98メートル

幅員 0.49メートル

面積 6.29平方メートル

(2) 延長 12.35メートル

幅員 0.37メートルから0.38メートルまで

面積 4.79平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年8月20日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分(供用開始)

街区	北烏山七丁目23番
----	-----------

